

北上市監査委員交際費支出基準

(趣旨)

第1 この基準は、北上市監査委員が社会通念上妥当と認められる範囲で支出する交際費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出内容及び支出金額)

第2 交際費の区分、支出内容及び支出金額は、次のとおりとする。

区 分	支 出 内 容	支 出 金 額
会費等	各種総会、大会、式典、行事等に監査委員が招待を受け出席したとき	会費又は会費相当額
その他	監査業務の円滑な執行上、監査委員が必要と認めた経費	社会通念上、妥当と認められる範囲内で必要とする額

(支出状況の公開)

第3 北上市のホームページに掲載するものとする。

(見直し)

第4 この基準は、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第5 この基準に定めるもののほか必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。